

北上市市税規則の一部を改正する規則

北上市市税規則（平成3年北上市規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（軽自動車税に関する文書の様式）</p> <p>第28条 軽自動車税に関する文書の様式は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>原動機付自転車</u>（小型特殊自動車）標識（様式第73号及び様式第73号の2）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>様式第73号（第28条関係）</p> <p><u>原動機付自転車</u>（小型特殊自動車）標識</p> <p>[略]</p> <p>様式第73号の2（第28条関係）</p> <p><u>原動機付自転車</u>標識</p> <p>[略]</p>	<p>（軽自動車税に関する文書の様式）</p> <p>第28条 軽自動車税に関する文書の様式は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>一般原動機付自転車</u>（小型特殊自動車）標識（様式第73号及び様式第73号の2）</p> <p>(2) <u>特定小型原動機付自転車</u>標識（様式第73号の3）</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>様式第73号（第28条関係）</p> <p><u>一般原動機付自転車</u>（小型特殊自動車）標識</p> <p>[略]</p> <p>様式第73号の2（第28条関係）</p> <p><u>一般原動機付自転車</u>標識</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>様式第73号の2の次に次の1様式を加える。</p>	

様式第73号の3（第28条関係）

特定小型原動機付自転車標識



縦100mm×横100mm

- 備考
- 1 車両番号は、図示の例により、上段に市名並びに下段にひらがな文字（お、し、へ、んを除く。）及び4桁の数字をもって表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径10mmの点で表示する。
  - 2 標識の地の塗色は白色による。
  - 3 標識の文字の塗色は濃紺色による。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。